

令和2年4月13日

学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）にご加入の皆様及び学校事務ご担当者様

公益財団法人日本国際教育支援協会
学生支援部 学生保険課
東京海上日動火災保険株式会社
公務第二部 文教公務室

新型コロナウイルス感染症に係る特別措置のご案内及び学研災・付帯制度の補償について

このたびの新型コロナウイルスの影響により、皆様におかれましては、不自由な日常生活を余儀なくされておられることと拝察し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、掲題につきまして以下の通りご案内申し上げます。

1. 契約更新と保険料払込の特別措置について

(1) 対象となる制度

- ・学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）
- ・外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（インバウンド付帯学総）
- ・学研災付帯海外留学保険（付帯海学）

(2) 契約の更新手続きについて

下表に記載の特別措置の開始日から9月末日までに満期日が到来するご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、特別措置の開始日から9月末日までに手続きが終了すれば、契約が更新されたものとして取り扱いたします。

(3) 保険料の払込について

下表に記載の特別措置の開始日から9月末日までにお支払い頂くべき特別措置の開始日前に締結された新規契約・更新契約・契約内容変更に係る保険料、および、特別措置の開始日後に締結された更新契約に係る保険料につきましては、特別措置の開始日から9月末日を限度にその払込を延期することができます。

<契約の更新手続き、保険料の払込の猶予>

対象地域	特別措置の開始日	更新手続き猶予	保険料支払猶予
地域の限定は行いません	令和2年3月13日	令和2年9月末日まで	令和2年9月末日まで

2. 「新型コロナウイルス関連肺炎」に関する補償について

<補償の対象となる制度>

■学研災付帯学生生活総合保険（略称：付帯学総）

→治療費用^(※)・救済者費用等が対象

※一部負担金等の負担をした場合

■外国人向け学研災付帯学生生活総合保険（略称：インバウンド付帯学総）

→治療費用^(※)・救済者費用等が対象

※一部負担金等の負担をした場合

■学研災付帯海外留学保険（略称：付帯海学）

→治療費用・通院交通費・救済者費用等の約款で列挙された費用が状況により補償対象

※現地で初診を受けた場合と帰国後の受診で異なります。

■学生教育研究災害傷害保険（接触感染予防保険金支払特約(略称：接触感染特約)）

→感染者の唾等で飛沫感染（直接感染）した場合は補償対象

※空気感染は、補償対象外。ただし、付帯学総の感染予防費用は、補償対象。

<補償の対象外となる制度>

■学生教育研究災害傷害保険（学研災：普通保険）

感染の状況や厚生労働省の対応など流動的な要素も含まれます。詳細につきましては、パンフレットに記載の取扱代理店・保険会社営業店または日本国際教育支援協会までお問い合わせください。